

壬生町内企業に**就職**し、
町に**転入**してくる方に
奨励金を交付します

壬生町

立地企業雇用確保 移住支援事業

令和4年3月1日以降に

壬生町の企業に就職し、移住の要件を満たした方

を対象に一律 **20万円** の奨励金を支給します

移住支援奨励金の対象者について

1

壬生町内の企業に就職

令和4年3月1日以降に、
壬生町内に本社、支社、
事業所、工場又は店舗等を
持つ企業に就職した
町外在住者。

※裏面に記載されている業種
に限ります。

2

栃木県壬生町に転入

令和4年3月1日以降に、
壬生町内の賃貸住宅に
転入すること。

※転入日以前、1年間において
壬生町に居住実績のない事。
※転入日以降、1年以上壬生町
に居住する意思のある事。

3

栃木県壬生町 転入後6か月经過

転入後6か月を経過後、
商工観光課に交付申請。

奨励金の交付。

壬生町立地企業雇用確保移住支援奨励金については、商工観光課商工振興係までご相談ください。

壬生町商工観光課商工振興係

TEL: 0282-81-1845

MAIL: keizai@town.mibu.tochigi.jp



詳しくは壬生町公式
ウェブサイトをチェック

<https://www.town.mibu.tochigi.jp/>

壬生町内企業に就職し、
町に転入してくる方に奨励金を交付します

壬生町

立地企業雇用確保 移住支援事業

令和4年3月1日以降に

壬生町の企業に就職し、移住の要件を満たした方

を対象に一律 **20万円** の奨励金を支給します

移住支援奨励金の対象者について

①

壬生町内の企業に就職

令和4年3月1日以降に、
壬生町内に本社、支社、
事業所、工場又は店舗等を
持つ企業に就職した
町外在住者。

※裏面に記載されている業種
に限ります。

②

栃木県壬生町に転入

令和4年3月1日以降に、
壬生町内の賃貸住宅に
転入すること。

※転入日以前、1年間において
壬生町に居住実績のない事。
※転入日以降、1年以上壬生町
に居住する意思のある事。

③

栃木県壬生町 転入後6か月経過

転入後6か月を経過後、
商工観光課に交付申請。

奨励金の交付。

壬生町立地企業雇用確保移住支援奨励金については、商工観光課商工振興係までご相談ください。



詳しくは壬生町公式
ウェブサイトをチェック

<https://www.town.mibu.tochigi.jp/>

壬生町商工観光課商工振興係

TEL: 0282-81-1845

MAIL: keizai@town.mibu.tochigi.jp

別表（第3条第1号関係）

日本標準産業分類（第13回改定）上の業種名

- 06 総合工事業
- 07 職別工事業
- 08 設備工事業
- 09 食料品製造業
- 10 飲料・たばこ・飼料製造業(102酒類製造業を含む。105たばこ製造業を除く。)
- 11 繊維工業
- 12 木材・木製品製造業（家具を除く。)
- 13 家具・装備品製造業（132宗教用具製造業を除く。)
- 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
- 15 印刷・同関連業
- 16 化学工業
- 18 プラスチック製品製造業
- 19 ゴム製品製造業
- 22 鉄鋼業
- 23 非鉄金属製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業（276武器製造業を除く。)
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 30 情報通信機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業
- 32 その他の製造業
- 39 情報サービス業
- 43 道路旅客運送業
- 44 道路貨物運送業
- 47 倉庫業
- 50 各種商品卸売業
- 51 繊維・衣服等卸売業
- 52 飲食料品卸売業
- 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
- 54 機械器具卸売業
- 55 その他の卸売業
- 56 各種商品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
- 58 飲食料品小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
- 60 その他の小売業（店舗面積が1,000㎡以上のものに限る。)
- 75 宿泊業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 79 その他の生活関連サービス業
- 82 その他の教育、学習支援業
- 88 廃棄物処理業
- 89 自動車整備業
- 92 その他の事業サービス業